

## NPO 法人の資金調達と会計情報の関連性 —広島県の NPO 財務データをもとに—

五百竹 宏 明・毛 利 愛 美

### A Study of the Relationship between Accounting Information and Donations

Hiroaki IOTAKE and Aimi MOURI

#### 1 問題の所在と研究目的

##### 1-1 NPO の台頭

NPO は政府が行う公共性の高いサービスと市場が行う営利性の強いサービスを補完するように存在している。政府のように公平なサービスを提供する必要もなければ、企業のように利益で評価されることもない。そのため、細かなニーズに応えた柔軟な活動が可能となるのである。

わが国において NPO の存在が注目され始めたのは、1995 年の阪神・淡路大震災からであろう。市民レベルでのボランティアが災害支援や復旧・復興に活躍した。1998 年には、特定非営利活動促進法（以下、NPO 法）が施行され、2011 年現在、約 45,000 法人とその数を増やしている。NPO 法人は、わが国において、社会的にも経済的にも重要な役割を担いつつあるといえる。

##### 1-2 NPO の会計の現状

NPO 法は NPO 法人に対して十分な情報公開を求めている。第 28 条により、毎事業年度後 3 か月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等の書類を所轄庁に提出し、所轄庁はそれを一般市民に公開することとしている。しかしながら、NPO 法人の会計報告には会計基準が存在しないため、提出される会計報告の形式は多様で、数字の整合性がとれていないものも存在するという問題が指摘されていた。

非営利法人を広義に捉えると、学校法人、社会福祉法人、公益法人等が含まれてくる。こうした他の法人にはそれぞれ特別法があり、それに準拠する独自の会計基準も学校法人会計基準、社会福祉法人会計基準、公益法人会計基準と存在している。一方、NPO 法人は、NPO 法があり、その中で計算書類の作成が定められているにも関わらず、独自の会計基準がないという制度的に不完全な状態が続いていた。

このような会計報告に対する信頼性の低さと制度の未熟さを危惧して、2007 年 6 月の内閣府・国民生活審議会から「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」という答申が公表された。そ

の中で、「法人から所轄庁に提出される書類を見ると、正確に作成されていなかったり、記載内容に不備が見られるものが散見される。また、法人ごとに、様々な方法で会計処理がなされており、法人間での比較も難しい。広く市民に対して理解しやすい計算書類を作成するためには、会計処理の目安となる会計基準が策定されることが適当である。」と提言された。加えて、「会計基準の策定主体については、所轄庁が策定すると必要以上の指導的効果を持つおそれがあるため、民間の自主的な取組に任せるべきとの考え方があるものの、基準の策定及び定期的な見直しには相当のコストがかかることから、行政と協力して民間主導で策定等を行うことが適当である。」との指針も示している。

### 1-3 NPO 法人会計基準策定・公表

内閣府・国民生活審議会からの答申の要旨を受けて、2009年3月に全国18のNPO支援組織が呼びかけ人となりNPO法人会計基準協議会（以下「協議会」とする）が発足した。この協議会の諮問機関として、専門的な議論を行うため、NPO法人会計基準策定委員会（以下「策定委員会」とする）が協議会の下に設置された。策定委員会の委員は、会計専門家、学識経験者、金融機関、NPO支援組織などにより構成されている。さらに、策定委員会の作業部会として実務的な基準案を策定する公募による専門委員会が設けられた。

会計基準の中間報告と最終案ができたときには、それぞれパブリックコメントが募集され、合わせて約850件の意見が寄せられた。各地で行われた勉強会等への参加者は、延べ1,300人にも上った。さらに、議論を公開するため、「みんなでつくろう！NPO法人会計基準」というホームページを開設し、議事録や資料などの閲覧を可能とした。別途オンライン掲示板も開設し、全国から多くの意見が寄せられた。このようにして、2010年7月20日に最終協議会が開催され、NPO法人会計基準が承認・公表されたのである。

前節で述べた問題を踏まえ、基準策定の基本理念として、(1)市民にとってわかりやすいこと(2)社会の信頼にこたえるような正確なものであること、の2つを挙げた。

NPO法は、市民に対する情報公開を前提とし、市民によるNPO法人の監視が第一義と定めていることから会計情報の利用者である市民の視点を重視した。

社会の信頼にこたえるためには、会計報告の正確性の確保が必須であるため、複式簿記を前提とする財務諸表の体系を採用した。これに加え、財務諸表を補う重要な構成要素として注記を用いている。

さらに、使途が制約された寄付、現物寄付、無償によるサービスの受入およびボランティアによる役務の提供等を会計報告の中に積極的に取り込んでいる。NPO法人の多数を占める小規模法人へは、重要性の原則を柔軟に解釈することで対応している。

### 1-4 研究目的

ここまで述べてきたとおり、NPO法人に期待される社会的貢献が大きくなるとともに、これまで以上の情報公開が求められるようになってきた。そうした背景の中、2010年7月にはNPO法人会計基準が公表され、会計面での情報の開示が制度的にも整い始めている。

会計基準ができたことにより、NPO法人の会計報告が充実したものとなり、会計的な比較が可能となれば、資金提供者、受益者、NPO法人の内部管理のためにも役立つものといえる。資金調達を行うNPO法人自身にとっても、社会の信頼にこたえる会計報告を公開することは金融機関か

らの借入れのみならず、寄付を集める場合にも有効に働くと考えられる。NPO 法人の資金の充実は活動・サービスの向上となり、組織の存続という課題が取り除かれれば、NPO 法人間での比較競争が行われ、洗練された NPO 法人が生き残り、非営利セクター全体のサービス向上にもつながると考えられる。

会計報告の充実が与える効果は多様にあるが、NPO 法人会計基準はできたばかりであり、今後は普及という課題に取り組みなければならない。そこで、NPO 法人が現段階で開示している会計報告を用いて、会計情報が NPO 法人の資金調達にいかに関与しているかを検証したい。今回の検証では、資金の中でも流動性が高く、資金提供者の意思が強く反映される、寄付金に注目して、プロビット分析と平均値の差の検定を行うこととする。

## 2 先行研究

Trussel and Parsons (2008) では、非営利組織の寄付金に影響を与える財務報告の要素を探っている。いくつかの先行研究を総合して、寄付に影響を与える財務報告の要素として、効率性、安定性、情報の入手可能性、評判の 4 つを挙げている。

効率性を Parsons (2003) は、資産を非営利組織の活動に使っている割合と定義している。これは、組織の受益者に到達する各資産の平均的な割合を示しており、NPO 法人の評価機関は効率性を一定の判断材料としている。

安定性を Parsons (2003) は、資源の減少に直面した場合に活動を継続する能力と定義している。NPO 法人が継続して活動を続けていけるかどうかは、寄付者にとっての関心事であり、営利団体と同様に非営利団体も義務を超える資産と肯定的な純資産の維持をしなければならない。さらに、安定性に対する評価は NPO 法人の財務脆弱性を予測するために有用であると指摘している。

寄付を集めるには、NPO 法人は潜在的な寄付者に対して情報を提供しなければならない。寄付者となれば、寄付の受託責任を明らかにするため、さらなる寄付への意思決定のため、情報の開示を求める。寄付者が入手可能な情報の量が寄付の増減に影響するとしている。

寄付者は、より良いサービスを提供する NPO 法人へ寄付する可能性が高いといえる。しかし、サービスそのものに対して判断を行うことは困難であるため、寄付者は NPO 法人の評判に部分的に依存する必要があるとしている。

上記の 4 要素を用いて、実証分析を行っている。使用しているデータは、IRS の 501 C 3 の適用を受けており、1998 年と 1997 年の両方の財務諸表を提供する 13,058 団体から欠損値、異常値を含む団体、寄付額が総売上額の 10%未満である団体を排除し、最終的に得た 4,727 団体をサンプル数としている。表 1 のパネル B では、免除される団体の国家分類に基づいて、10 の主要セクターに NPO 法人を分類している。

回帰分析において、1998 年の寄付額を被説明変数とし、1997 年財務データからの効率性、安定性、情報の入手可能性、評判の 4 つの変数を説明変数としている。ここでも、寄付に与える影響に焦点を当てているため、総収入に対して 10%は寄付がある団体のデータをもとに分析を行っている。回帰モデルは次のとおりである。

表1

パネルA：サンプルの抽出

パネルB：分野別サンプル数

	数	パーセンテージ	分 野	数	パーセンテージ
N P O 数	13,058	100.0	芸 術	570	12.1
欠 損 値	3,706	28.4	教 育	1,411	29.8
異 常 値	297	2.3	福 祉	963	20.4
重要でないNPO	4,328	33.1	ま ち づ くり	672	14.2
サ ン プ ル 数	4,727	36.2	健 康	643	13.7
			そ の 他	463	9.8
			合 計	4,727	100.0

$$\begin{aligned} \text{寄付額 (1998)} = & \beta_0 + \beta_1 \text{効率性} + \beta_2 \text{安定性} \\ & + \beta_3 \text{情報の入手可能性} + \beta_4 \text{評判} + \varepsilon_1 \\ & \text{(1997 の財務データ)} \end{aligned}$$

分析の結果は、下記の表2に示している。全体的なモデルは0.001水準で有意であり、自由度調整済み決定係数は0.571と寄付のばらつきの57%以上の寄付金の変動を説明することができるとしている。

各変数も全てにおいて0.001水準での棄却ができ、有意である。効率性の変数で負の値となったが、寄付金の獲得に反比例関係にあると読み取れる。他の要因は、寄付金の獲得に肯定的な兆候を示している。その中でも、税控除適用団体となってからのNPO法人の年数を示す評判の変数が1.253と値が大きく、最も寄付金に影響を与えているということが、この結果から指摘できた。

表2

	係 数	T 値	P 値
切片	14.106	708.93	0.000
効率性	-0.355	-17.28	0.000
安定性	0.855	35.58	0.000
情報の入手可能性	0.730	31.64	0.000
評判	1.253	54.71	0.000

分析モデル

自由度調整済み決定係数	0.571
F 値	1,489.789
P 値	0.000

### 3 実証分析—プロビット分析—

#### 3-1 データ

本論文での分析は、広島県に提出された NPO 財務データのうち、2008 年、2007 年と連続してデータが存在している 280 団体を抽出した。その中から、入力エラーを表す可能性のある欠損データと極端な上下の値を指す異常値を持つ団体を排除した 243 団体を分析に用いるサンプルデータとした。

先行研究では、税控除を受けている団体に限っていたが、広島県には税控除の対象となる認定 NPO 法人が 2008、2007 年ともに存在しないことから、税控除における限定は行っていない。

#### 3-2 モデル

分析を行うにあたって、NPO 法人の財務データから財務指標を試みたが、日本の NPO の会計基準が未整備であること、NPO 法人の会計従事者の会計スキルが依然として低いこと等の背景から 2008、2007 年データは欠損とは言えないまでも、矛盾しているデータがいくつか見られた。さらに、営利企業ほど保有している資産の種類も多くないため、効果的な財務指標が限られた。

そこで、先行研究などを参考に予備分析を行い、その結果、今回の分析では妥当なデータが得られ、資金調達との関係性が予想される財務指標として、表 3 に挙げる 4 つの財務指標を用いた。

表 3 分析に用いた財務指標

財務指標	計 算 式	説 明
事業費比率	事業費／経常支出合計	支出に占める事業費支出の割合
正味財産比率	正味財産／経常収入合計	収入に対してどの程度の内部留保を蓄積しているかを示す
助成金比率	助成金／経常収入合計	収入に占める助成金の割合
年 数	2008 - 法人登記年	設立されてからの年数

本稿では、最終的に得られた 243 団体の財務データについて、表 3 の財務指標分析を実施し、次節以降で説明するプロビット分析と平均値の差の検定を行い、NPO の資金調達に効果のある会計情報を探る。

上記した 4 つの財務指標を用いて、寄付の有無にそれぞれがどの程度の影響を与えているか判断するため、寄付有り = 1、寄付無し = 0 と置き換え、プロビット分析を行った。先行研究を参考に寄付額そのものを被説明変数とした回帰分析を試みたが、先行研究と比べサンプル数が少ないこともあり、寄付額それ自体を説明する結果が得られなかったため、今回は寄付の有無に注目して、分析を行った。今回の分析モデルは、次の通りである。

$$\begin{aligned} \text{式) 寄付の有無 (2008)} &= \alpha + \beta_1 \text{事業費比率} + \beta_2 \text{正味財産比率} \\ &+ \beta_3 \text{助成金比率} + \beta_4 \text{年数} + \varepsilon \\ &\quad \text{(2007 の財務データ)} \end{aligned}$$

### 3-3 結果

今回の分析における記述統計量は下記の表4のとおりである。243団体のうち約6割の147団体が寄付をもらっている。さらに、寄付額の平均は992,451円、最大額は17,000,000円、最小額は677円とかなりの幅があることがわかった。

表4 記述統計量

変数	数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
寄付の有無	243	.6049383	.489873	0	1
事業費比率	243	.6020685	.3214557	0	1
正味財産比率	243	.5326066	2.956218	-29.9431	22.37494
助成金比率	243	.0898978	.2200641	0	.9817714
年数	243	5.049383	1.901943	1	10

表5 分析結果

サンプル数=243 尤度比カイ2乗値=9.49 尤度比カイ2乗値=0.0499 疑似決定係数=0.0291						
寄付の有無	限界効果	標準誤差	z値	P値	平均値	[95%信頼区間]
事業費比率	.1518291	.0986366	1.54	0.124	.602068	-0.0415 .345153
正味財産比率	.02036071	.0139731	1.46	0.145	.532607	-0.00703 .047747
助成金比率	.26936	.1504967	1.79	0.074	.089898	-0.02561 .564328
年数	-.0194387	.0169847	-1.14	0.253	5.04938	-0.05277 .013851

### 3-4 解釈

被説明変数は2008年度の寄付の有無を用いている。説明変数は2007年度における財務データもとにした4つの財務指標を用いた。分析結果は上記の表5に示されているとおり、それぞれの説明変数の有意性を示すP値はどの変数においても、0.05水準を満たす結果とはならなかったが、式全体のモデルは、尤度比カイ2乗=0.0499と0.05水準での棄却となり、有意であるといえる。

限界効果とは、各説明変数が変化したときに確立がどの程度変化するかを示すものである。今回は寄付をもらえる確率を示す。説明変数の中で、最も寄付の有無に影響を与えているといえるのは、限界効果が0.26936である助成金比率である。次いで、0.15182の事業費比率、0.02036の正味財産比率といえる。先行研究で最も説明力を持っていた年数は、-0.01943と負の値となり、寄付の獲得とは反比例の関係にあると読み取れる。

年数が負の値となった理由として、日本はNPO法人制度ができてから10年と年数の幅が狭いこと、制度初期は小規模なNPO法人が多数で、徐々に大規模法人が現れはじめたという2点が考えられる。一方、アメリカはNPOの歴史が長く60、70年続いている法人から最近できた法人まで、年数に大きな幅があることから、寄付者の意思決定に影響があったと考えられる。

## 4 実証研究—平均値の差の検定—

### 4-1 データ

前節で用いたデータと同一のものを使用。

### 4-2 モデル

ここでは、寄付があった集団と寄付が無かった集団とに分けて、プロビット分析で用いた4つの財務指標について平均値の差の検定を行い、2集団間に有意差があるかを調べる。

### 4-3 結果

表 6

	事業費比率		正味財産比率	
	寄付あり	寄付なし	寄付あり	寄付なし
平均	0.628866404	0.561034147	0.761190024	0.182588357
分散	0.08359232	0.131948237	6.320959186	12.34305744
観測数	147	96	147	96
仮説平均との差異	0		0	
自由度	171		158	
t	1.538816721		1.396866516	
P (T ≤ t) 片側	0.062848712		0.082206302	
t 境界値 片側	1.653813324		1.654554875	

表 7

	助成金比率		年 数	
	寄付あり	寄付なし	寄付あり	寄付なし
平均	0.111031867	0.057536299	4.965986395	5.177083333
分散	0.054400447	0.038010139	3.375547479	3.999890351
観測数	147	96	147	96
仮説平均との差異	0		0	
自由度	227		191	
t	1.932860779		-0.830367082	
P (T ≤ t) 片側	0.027248678		0.203683992	
t 境界値 片側	1.651593912		1.652870547	

### 4-4 解釈

上記、表6は事業費比率と正味財産比率の結果を示している。事業費比率は、寄付がある集団の平均が0.628と寄付が無い集団より0.067大きな値となった。P (T ≤ t) 片側は0.0628と0.05水準での棄却とはならなかったが、0.1水準は満たしているため、有意傾向にあると認められる。つまり、寄付がある集団は事業費比率も高いといえる。

正味財産比率は、寄付がある集団の平均が0.761であり、寄付が無い集団が0.182と0.579もの

大きな差が生じている。P ( $T \leq t$ )片側は0.0822と0.1水準を満たしているため、有意傾向にあるといえるが、事業費比率との比較では劣る値である。

上記表7において、助成金比率と年数の結果を示している。助成金比率は、P ( $T \leq t$ )片側が0.0272と4つの財務指標の中で、唯一0.05水準での棄却となった。平均も寄付がある集団が0.111であり、寄付が無い集団が0.057と大きな差が認められる。寄付がある団体は助成金比率が高いということがいえる。

先行研究で最も説明力のあった年数では、平均は寄付がある集団が4.965と寄付が無い集団が5.177と差は0.212と大きな差は得られなかった。さらに、P ( $T \leq t$ )片側も0.203となり、0.1水準の棄却ともならず、2者間の有意差は認められなかった。

寄付がある集団と寄付がない集団とにわけて行った平均値の差の検定の結果、最も有意な差が認められたのは助成金比率である。事業費比率と正味財産比率はともに有意傾向にあるとの結果となったが、P ( $T \leq t$ )片側の値から事業費比率の方がより強い有意差があるといえる。年数は、寄付なし集団の平均が大きいという先行研究とは逆の結果となった。この結果は、前述したプロビット分析の結果とほぼ同様の結果といえる。

## 5 まとめ

本稿では、広島県のNPO法人の財務データについて、米国の先行研究を参考にした4つの財務指標を用いて分析を行い、一定の結果が得られたことから、NPO法人が開示している会計報告が寄付の獲得に影響を与えていると考えられる。4つの財務指標の中でも、助成金比率や事業費比率が寄付との関連が強いとわかったことで、寄付を獲得しようとするときに会計情報が考慮される可能性を示せたと思う。

しかし、今回の分析は、所轄庁に提出された会計情報が電子化されていないため、データ化するところから始まった。加えて、活動が継続されているにもかかわらず、連続して会計情報が入手できないNPO法人も存在していたため、広島県に分析範囲を限定したとはいえ、データ数を十分に確保することが困難であった。さらに、米国では開示されている項目がわが国の会計報告では開示されていないものもあったため、使うことができなかった財務指標も存在した。NPO法人を評価しようとする場合もNPOを比較検討しようとする場合も、現在開示されている形式ならびに方法では、実に手数がかかるということがいえる。

NPO法人会計基準ができたことにより、会計報告の形式においては格段の改善が進むと思われるが、利用者における会計情報の有用性考えると、開示情報の電子化とともにNPO法人の会計従事者の会計スキルの向上という取組みが必要だと思われる。NPO法人の活動自体に使った事業費とNPOの組織の維持・管理のために使った管理費との区別または按分が行われていない、複式簿記を採用していない等、小規模法人が多いため慢性的な人材不足という背景を抱えているとはいえ、会計報告を作成する基礎知識が定着していないといわざるを得ない。一層の社会的貢献が期待されるからこそ、それに伴う責任として法人の規模に関わらず、NPO法人も会計報告の水準を上げていく必要がある。

こうした問題が解決されていけば、NPO法人の財政状態および収支状況が総合的に開示されることとなり、情報利用者は活動内容や評判といった情報だけでなく、金額を裏付けとしたNPO法人の健全性、安定性、成長性といった財務的評価も用いて意思決定を行うことが可能となる。今



回の分析により、助成金比率、事業費比率と寄付金の有無との間に一定の関連性が認められたことから、会計報告を行い、かつ自由な閲覧を可能にすることは、NPO 法人が寄付金を獲得しようとした場合に有利であるといえる。さらに、実証分析を行うにあたり、会計報告が充実することで、使用可能なデータ数が増え、数年間といった長期間での分析も容易となり、NPO 法人の評価に関する研究の進展に貢献すると期待する。

## 6 参考文献

- 馬場英明 [2009] 「非営利組織の財務評価－NPO 法人の財務指標分析及び組織評価の観点から－」, 『非営利会計学会誌』, 第 11 号 145-162 項。
- 藤井秀樹 [2004] 「アメリカにおける非営利組織会計基準の構造と問題点」, 『商経学業』, 第 50 巻 3 号 397-414 項。
- 藤井良広 [2007] 「金融 NPO－新しいお金の流れをつくる」, 岩波書店。
- NPO 法人会計基準協議会 [2010] 「NPO 法人会計基準 [完全収録版]」, 八月書館。
- Parson. L.M. [2003], Is accounting information from nonprofit organizations useful to donors? A review of charitable giving and value-relevance, *journal of Accounting Literature*, 22,104-129.
- 酒井治郎 [2004] 「営利企業と非営利組織の会計的枠組み統合化の研究－FASB 概念書を通じての検討－」, 文部科学省科学研究費補助金研究報告書。
- 桜井政成 [2009] 「「事業型 NPO」の特徴とその展開課題－京都府 NPO 法人事業報告書データ分析から－」, 『非営利学会誌』, 第 11 号 163-172 項。
- 谷光透 [2008] 「わが国の NPO 法人の会計における課題－財務諸表の関連性と資本概念の関係性を中心に－」, 『川崎医療福祉学会誌』, 第 17 巻 2 号 403-413 項。
- Trussel. John M and Linda M Paesons [2008], Financial Reporting Factors Affecting Donations To Charitable Organizations, *Advances in Accounting*, Volume 23, 263-285.
- 山内直人 [2002] 「NPO の時代」, 大阪大学出版会。